

第 6646 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 3月 23日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 生命保険の満期保険金

**Q** : 養老保険が満期になり、保険金を受け取りました。どのような課税になりますか？

**A** : 次のような取扱いになります。

### 【解説】

生命保険の満期一時金は、受け取った時点ではなく満期になった時点で収入があったものとされ、自らが保険料を負担していたかどうかによって次のように取り扱われます。

#### ①自らが保険料を負担していた場合

一時所得として所得税がかかります。この場合、次の算式で一時所得の金額を求め、これに2分の1をかけた金額を他の所得と合算して所得税を計算します。

ただし給与所得者の場合は、一時所得の金額が40万円以下（2分の1をかけた後の金額が20万円以下）の場合は、確定申告は不要になります。

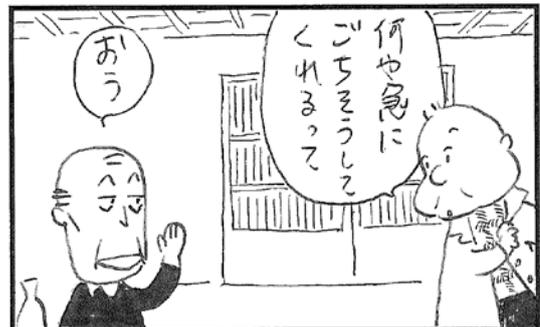
なお、保険期間が5年以下の養老保険の場合は、源泉分離課税が適用されますので、確定申告は要しません。

#### (算式)

受け取った保険金－支払った保険料の総額－特別控除額(50万円)＝一時所得の金額

#### ②他の人が保険料を負担していた場合

保険料を負担した人から保険金相当額の贈与を受けたものとして、贈与税がかかります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】